

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部保育課

許認可等の内容		特定子ども・子育て支援施設等の確認
根拠法令等及び条項		子ども・子育て支援法第58条の2
標準 処理 期間	根拠条項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	子ども・子育て支援法第58条の2
	参考事項	
	設定等年月日	令和 元年10月 1日設定 令和 7年10月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>第30条の11第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。</p>	